

議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、欠席 1 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 6 年度第 10 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 2 番 野村委員さん、第 3 番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

12 月 25 日 第 3 回農政部会に加藤会長、石川職務代理、農政部会委員の皆さまにご出席をいただきました。12 月 26 日 内田農業振興会緑授功労者授賞祝賀会が、霞共益会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。1 月 14 日 青梅市農業振興対策審議会が市役所で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。同じく 1 月 14 日 西多摩地区農業委員会検討会が行われ、福生市のもくせい会館で行われ、加藤会長、石川職務代理にご出席をいただきました。本日総会前になりますが、第 4 回農政部会が行われ、加藤会長、石川職務代理、農政部会の皆さまにご出席をいただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件を上程いたします。

それでは、整理番号 1 番について、担当委員の私から説明いたします。

委員

議席番号 1 番 加藤です。

整理番号 1 番について説明します。

1 月 17 日 申請者の家族の方と事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

ここは地目田となっておりますが畑でして、お茶が植えられていました。きれいに刈られていて草もなく管理されてきました。このお茶はどうするのですか？と聞いたところ、一部は自家用、あとは親戚の方から分けて欲しいと依頼があるとのことでした。きれいに管理されてきました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号２番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号４番 八木です。

整理番号２番について説明します。

１２月２０日 本人立会いの下、事務局２名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅裏の畑で、前が多摩川の河川敷です。ここでは柑橘類ミカン、レモン、キンカンを育てていまして、畑は少し空いているところがあったのですが、そこは夏にスイカを作ったそうで、また作るとのことです。エンドウのつるも残っていまして、そこもまたエンドウを作るそうです。

地番は一団の畑で、白菜、大根、ノラボウ、ニンニク、キャベツ、春菊、小松菜があり、春になったら江戸東京野菜という野菜を作るそうです。他にミカンと栗が植わっていまして、去年はパパイアを作ったそうです。この畑には小さな小屋がありま

して、そこで自家売りもしているようです。今年度はみかんが非常によく売れるということで、もらって食べましたがおいしかったです。きれいに管理されていたので問題ないです。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号3番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、青梅線の北側で少し傾斜がついています。現地はフェンスで囲まれていまして、聞いたら鹿よけだそうです。二つに分けていて、半分は休ませているそうです。耕作している畑にはネギ、ノラボウが植えてあり、他に夏野菜のビニールの跡がありました。耕作をしていない方の畑には、梅の木が植えてあり、剪定した枝が残っていました。草は枯れていて、きれいにしてありました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について、梅田委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号4番について説明します。

1月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

畑は植木畑になっていまして、30年物のハナミズキが栽培され、所々にハナミ

ズキの苗木を6本植えてありました。北側にヒメシヤラ10本が植えられ、除草剤の跡が見られました。全体的に畑として問題なく管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議員

次に整理番号5番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号5番について説明します。

1月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

露地野菜の水菜、ネギ、ホウレン草、白菜、玉ねぎ、ニンニク、大根、ノラボウ、絹さや、色んな種類の野菜がありました。全体的によく管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

《整理番号1番》

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへ
の売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 3 号 別紙 1 》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、

地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、1月15日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番について説明します。

1月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは過去に仮登記が行われているようで、今回本登記という形になるそうです。本人この場所で耕作を行ってきてまして、現地は茶畑と柚子の木がありましたが、隣地と合わせて露地野菜を、春に向けてジャガイモをやっていくという話でした。特に問題はないです。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の賃借に係る「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第3号 資料1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第3号 資料2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で露地野菜を栽培していく計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

事務局

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第3号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、事務局で行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

本来なら担当委員の私が行くのですが、インフルエンザになってしまいました。この人は一緒に農業をやっていて、今は自分の家のところで直売をしています。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で補足説明は終わります。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手１３名により、可決されました。

よって、議案第３号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第４条１項の規定による事業計画の認定についての決定について」１件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出について」を１件上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第４号と合わせまして議案第４号資料別紙１から８までの資料をご覧いただきたいと思います。始めにお伝えしたいのですが、議案第４号の１から８の資料につきましては、まだ公開できる資料ではございませんので総会の後、全員協議会の前に資料を回収させていただきたいと存じますのでご了承をいただきたいと思います。

議案第４号とこの別紙１にあります小曾木の表記が間違えていますので訂正させていただきます。

先月の農業委員会でお伝えしました、農業経営基盤強化促進法第１９条各法に基づきまして、地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画を定めるために、老法の第２０条第１項に基づきまして、地域計画地図の素案について農業委員会に提出を求めるものになってございます。こちらに対し農業委員会の方から提出をするということで、別紙２が回答書の案になってございます。こちらは２０条２項の規定に基づきまして、PDFファイルで回答いたしますという形になってございます。

別紙の３４５が各地域の地図をカラーにしたものが画面に映っているもので、今寺、藤橋地区の素案ということになります。グレーがこれからも農地をお持ちで貸借されている方が農地を１０年後も使っていくという耕作地です。水色が農地を経営規模縮小したい、貸したい離農したいという方の農地、つまり今後貸借や売買が行われる農地です。白がアンケートが返っておらず、意向が未確認の農地となっております。

事務局

こちらを色を塗ったものが、この目標地図の素案となっております。今寺、藤橋地区については別紙6をご覧くださいまして、各地域の地域計画の計画の方を書いたものになります。こちらは今回の地図の提出は付随の資料になりますのでお付けしているものとなります。こちらの1番、別紙1と別紙1－2と書いてあるもの、(5)(6)東京都からの指示がありまして、削除する項目となっておりますので一部抜けがある状態です。ご了承ください。(1)から(7)まで最後のページにある方が、お名前が載っている方で名前は公表しません。数字のみの公表になってございます。載っている方が地図上の数字の農地をお持ち、または貸借されていることが分かる状態になっております。この表に載っている方が今後も農業を担うものの一覧ということで、認定農業者であったり認定新規就農者または認定がないですが、今後規模拡大したいという利用者というような枠、あるいは経営体という枠が入るような形でございます。同様に今井地区の素案になります。こちらは番号が入っていないのですが、全体をこのような形で表しています。色は同じものです。

最後が小曾木、富岡地区の地図の素案となります。こちらも同様の色の反映となっております。こういった形で目標地図の素案を農業委員会の方から青梅市に提出をしていただくということで、今日の会議で決定していただきましたものを市に提出という形をとりたいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で事務局の説明を終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

影山委員

以前どなたか言われたかもしれませんが、まだ地域計画の地域名のところで今井地区となっているのですが、霞村というのはつけないといけないのですか？現在、霞村という地名はないし、隣がおとぎ村となっていると思いますが、地域内の農業集落をわざわざこうする必要はあるのでしょうか。

地図ですが、私のところは、集合体の農家なので、うちの1軒だけ地図の色が継続

の色になっているのですが、他のところの場所は所有者さんから許可をもらって
て継続で農地を使うことになっているので、色は知り合いに聞いたら生産者が使
う色にしていだきたいのですが、それが伝わっていますでしょうか。

事務局

地域名のかっこの部分ですが、こちらは農林業センサスで規定されている農業集落
名となりますので、今現在ではなくて農林業センサス上の地域なんだということで規
定されています。

影山さんの農地につきましては、これから修正が出来ますので直します。まず素案
ということで考えていただければと思います。

議長

他によろしいですか。

これから遊休農地をなくすような方向になればいいなと思います。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手
をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出につい
て」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、7件で1か
ら2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について」は2件で3ペー
ジに記載された通りです。

議長

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、5件で4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 2 時 5 5 分から開会いたします。